

多可町立学校園ウェブサイト運用ガイドライン

多可町教育委員会

1 趣旨

このガイドラインは多可町立小中学校及びキッズランド（以下「学校園」という）のウェブサイトを運用する場合に必要な事項を示すものである。

2 学校園ウェブサイトの目的

学校園ウェブサイトは「開かれた学校園づくり」に資するためのものである。

3 学校園ウェブサイトの管理

- (1) 学校園における管理責任者は小中学校にあっては校長、キッズランドにあっては所長とする。
- (2) 校長及び所長は、ウェブサイト作成担当者をおくことができる。

4 学校園ウェブサイトの公開

学校園ウェブサイトについては、管理職の承認を得てから公開する。その際、転載、引用の可否等、制限事項にかかる適切な表示をすること。

5 情報公開にかかる留意事項

(1) 著作権にかかる留意事項

- ①インターネット・テレビ・新聞等から取り込んだ画像・動画・文章等を転載する場合、必ず著作元の承諾を得るとともに、公正に努める。
- ②児童生徒の作品などを公開する場合には、その作品などに著作権があることを表示し、本人及び保護者の承諾を得ることとする。

(2) 個人情報保護にかかる留意事項

- ①教育的効果等を期待し、顔写真・氏名等を公開する場合には、児童生徒及び保護者の承諾を得ること。

また、事前に承諾を得た内容であっても、児童生徒及び保護者から訂正や削除の要請があった場合には、速やかに掲載内容を訂正あるいは削除する。

②公開するにあたり配慮すべき個人情報

- (ア) 戸籍に関する情報

- (イ) 心身に関する情報
- (ウ) 経歴に関する情報
- (エ) 財産・収入に関する情報
- (オ) 成績・能力に関する情報
- (カ) 思想・信条に関する情報
- (キ) プライバシーの侵害となる恐れがある、個人の生活に関する情報

(3) 公開してはならない情報

- ①法令（著作権法、個人情報保護法等）に反するもの
- ②公序良俗に反するものまたは教育上不適切なもの
- ③個人・団体に対して、誹謗中傷したり不利益をもたらしたりするもの
- ④犯罪行為に結びつく恐れのあるもの
- ⑤営利を目的としたもの
- ⑥特定の企業や商品等の宣伝等
- ⑦特定の宗教の宣伝、あるいは布教活動に関するもの
- ⑧特定の政治団体の宣伝、あるいは選挙活動に関するもの
- ⑨事実に反するもの
- ⑩その他、教育委員会が不適切と判断したもの。

6 学校園ウェブサイトのリンクについて

- (1) 学校園ウェブサイトに、他のウェブサイトをリンクさせる場合には、教育的效果に十分配慮し、リンク先の承諾を得てから設定する。
- (2) 有害情報等が含まれるウェブサイトへのリンクは設定しない。
- (3) 学校園ウェブサイトに他のウェブサイトからのリンクの申請があった場合には、必ず校長または所長の承諾を得てから許諾をする。
- (4) 学校園ウェブサイトに無断でリンクされたことが確認できた場合には、削除を要請する。

7 ガイドラインの見直し

ネット社会における情報モラルの考え方の進展に伴い、このガイドラインに示した事項の見直しが予想されるため、ガイドラインの定期的な検討と、加筆・修正を行うものとする。

附則

当ガイドラインは平成27年4月1日付で施行する。